

意見募集案件	北広島市都市公園条例の一部改正について
担当課	企画財政部ボールパーク推進室ボールパーク施設課 電話 011-372-3311 内 3652、3653

意見募集期間	令和元年 6 月 1 日 (土) から令和元年 7 月 1 日 (月) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所ボールパーク施設課及び各出張所 北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 6 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</p> <p>近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。<u>電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</u></p> <p>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>企画財政部ボールパーク推進室ボールパーク施設課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: bpshisetsu@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて令和元年 8 月頃公表予定 意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>「きたひろしま総合運動公園」予定地で計画されているボールパーク構想を実現するため、都市公園条例の一部を改正するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別紙「北広島市都市公園条例の一部改正について」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>都市公園法第 4 条第 1 項(公園施設の配置基準)</p> <p>都市公園法施行令第 6 条(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>今後も都市公園としてのオープンスペースの確保に努めます。</p>
対象となる政策等 の原案	別紙「北広島市都市公園条例の一部改正について」のとおり
その他	<p>・パブリックコメント後のスケジュール</p> <p>令和元年 9 月 市議会第 3 回定例会に提案予定</p>

